

平成 27 年 9 月 28 日

知識情報・図書館学類の卒業研究指導教員決定方法について

平成 28 年度卒業研究のための指導教員は以下の日程・方法で決定します。

- 教員別の卒業研究指導方針を公表します（10/1）《学類 HP ⇒ 学生支援情報 ⇒ 平成 28 年度卒業研究情報 (http://klis.tsukuba.ac.jp/school_affairs.html)》
- 個別面談を解禁します（10/19～） 面談の予約は 20 日以前でも可能です。詳細は教員の指導方針を参照
- 学生は希望研究室登録システムで第 1 希望と第 2 希望の教員を選択します。登録期間中は何度でも選択をやり直せます（10/26～11/6（正午））
- 希望者数が定員を超えた場合、教員は選考方法にしたがって指導学生を決定します（11/11）
- 第 1 ・ 第 2 希望とも選考から漏れた場合、学生の希望を踏まえて指導教員を斡旋します

指導教員の決定においては以下の点に留意してください。

- 今年の 4 月時点で修得単位数が 45 単位未満だったか、主専攻を選択しなかった 3 年次生は指導教員決定に参加できません。
- 主専攻担当教員と他主専攻・他学類から当該主専攻の卒業研究指導を補助する教員（協力教員）から指導教員を選べます。
- 指導方針をよく理解して希望研究室を登録してください。「受け入れの必須条件」を満たさない希望の登録は無効です。
- 定員は主専攻担当教員が指導すべき学生数を示しています。希望者数が定員以下なら、主専攻担当教員は必ず指導を受け入れます。希望者の状況によっては定員を超えて受け入れることもあります。
- 協力教員の定員は「0～2」のように表示しています。協力教員は希望者が定員以下でも指導を受け入れないことがあります。また、定員を超えた受け入れはできません。
- 学生による研究室選択を助けるため、公開ゼミ、個別面談など様々な方法で研究室の紹介が行われます。どのような方法をとるかは個々の教員で異なります。
- 希望登録期間中に教員は内定を出せます。内定は教員と学生の間の「必ず受け入れる」「第 1 希望で登録する」という私的な約束事で、特に学類として定めたルールや書式はありません。
- 学生の希望研究テーマに対して、そのテーマなら指導できると教員が発言・約束することがあります。それは「内定」ではありません。あなたの関心・テーマが教員の指導可能な研究領域に収まることを確認いただけです。
- 11 月におこなわれるのは仮配属です。卒業研究の準備をすすめるための 12 月から 3 月までのプレ卒研を経て、来年 4 月に卒業研究を履修登録することで、正式な研究室配属が確定します。
- 来年 4 月時点で卒業要件上の修得単位数が 90 単位未満の人は、「卒業研究」を履修登録できません。仮配属もこの時点では解消し、翌年度の卒業研究に向けて科目履修に専念することになります。指導教員は来年度秋に改めて決定しなおします。
- 他主専攻や他学類の教員が指導教員になっても、発表会などの一連の卒業研究は学生の所属している主専攻で行います。